

日之影町 通学路交通安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取組みの方針～



平成26年 11月

日之影町通学路安全推進会議

1. 通学路交通安全対策プログラムの作成の目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、国土交通省、警察庁及び文部科学省の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受けて日之影町では、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、児童の登下校の安全を確保するための必要な安全対策を講じてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため『日之影町通学路交通安全対策プログラム』を策定し、今後はプログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

各関係機関の連携を図るため、平成24年度に実施した緊急合同点検時の以下のメンバーを委員とした『通学路安全推進会議』を設置しました。

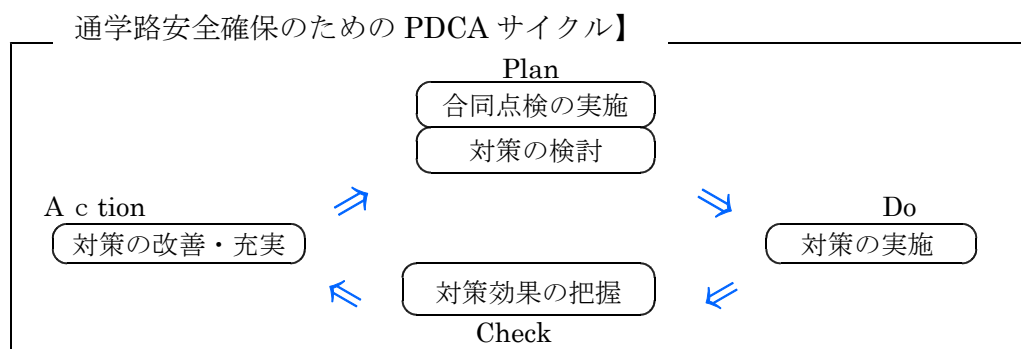
- ・日之影町教育委員会
- ・日之影町建設課
- ・日之影町農林振興課
- ・日之影町立小中学校
- ・宮崎県西臼杵支庁土木課
- ・宮崎県高千穂警察署

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組を「PDCA サイクル」として繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

・効率的、効果的に合同点検を行うため、原則として3年に1回実施します。ただし、緊急的に点検が必要とされる場合は、その都度実施します。

②合同点検の体制

・学校、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、防護柵や路面標示などのハード対策、また、交通規制や交通安全教育などのソフト対策をはじめ具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

・対策の実施にあたっては、計画的かつ円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

なお、実施箇所においては、各関係機関の財政状況に応じ決定します。

(5) 対策効果の把握

・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認します。

(6) 対策の改善・充実

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4. 対策一覧表の作成

・点検結果や対策内容については、各関係機関で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧表」を作成し公表するとともに、対策の見直しが行われた場合においても随時公表します。